

整理番号	港湾一条不-3
------	---------

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 計画整備部 施設管理課 (緑地管理) (06-6572-4050)
処分担当名	同上
処分の名称	駐車場の使用制限
概要	大阪市港湾施設条例施行規則第9条第5項に定める項目のいずれかに該当する場合、当該自動車の駐車を拒否、若しくは退去を命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市港湾施設条例 (昭和39年4月1日条例第76号) 第9条第5項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>◎次の各号のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 駐車場の構造上駐車させることができないとき (2) 駐車場の構造又は設備を汚染し、又はき損するおそれがあるとき (3) 当該自動車に危険物が積載されているとき (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上支障があると認めるとき
ホームページ	
備考	